

チーム運営基本指針(案)

■目的

チームを取り巻く環境の変化に伴い、チーム運営の在り方を見直すことが求められています。健全なチーム運営に資することを目的として「チーム運営の基本指針」を策定しました。

運営スタイルが現在の倫理や価値観と相違しているものや想定していなかった事案が原因で、チーム内の軋轢に発展するケースが見受けられます。こうした不幸を未然に防ぎ、健全なチーム運営のために、各チームそれぞれの立場から時代に即した見直しを図られますようお願いいたします。

■理想的なチーム作りと運営方法

理想的なチームとは、各種トラブルを回避し、子どものよりよい成長のために活動するチームです。

理想的なチーム運営とは、規約や活動方針を時代に即し、見直し、指導者と保護者が十分にコミュニケーションをとりながら諸問題を未然に防止することに加え、子どものよりよい成長のために協働することです。

チーム作り・運営を行うために、チーム規約に則り、様々な事項について共通理解を図りながら、共通行動を必要とします。細かな確認事項や協議事項に対し、合意形成を図りながら運営することが最も重要です。そのために、チーム内で「責任者(代表者)」を明らかにし、子どもの健全育成に向けた視点でチーム運営をすることが重要です。

また、チーム内の「責任者(代表者)」とは、チームの理念や目標、育成マインドに基づく指導のあり方、保護者の関わり方などチームの運営全般において、意思決定に向けた話し合いなどを調整し、意思統一をできる者です。

なお、TeamJBA(会員登録管理システム)におけるチーム責任者は登録担当者の意味合いで使われており、このチーム運営基本指針で示す「責任者(代表者)」とは意味合いが異なります。

■チーム運営における基本的な確認事項

1. 年度末もしくは年度当初に年1回総会を開き、以下のことを決定します。
 - (1) チームの運営基本方針
 - (2) チーム責任者(代表者)
 - (3) 保護者会代表ほか運営体制
 - (4) 決算・予算
 - (5) 年間活動計画
2. チームとして意思決定を要する場合は、チーム責任者が中心となって意思統一を図ることとします。
 - (1) 指導者と保護者が十分にコミュニケーションをとりながらチーム運営を進めること。
 - (2) 話し合いを持つ場合には記録をとること。

■チーム規約の作成

チーム規約とは、チームの組織や運営についての根本的な規則を文書化したものです。チームの指導者や保護者が共通認識をもち、円滑に活動をすすめていく上で非常に大切な役割をもつことから、規約の作成にあたっては以下の内容を網羅することが重要です。

- 1 名称・所在地
 - ・チームの名称
 - ・主たる活動場所(市区町村など)
- 2 チーム理念(活動方針)
- 3 入会・退会方法
- 4 会計
- 5 組織体制・役員
- 6 会議
 - ・総会
 - ・役員会
 - ・臨時会 など

※チーム規約の作成は、2020年度は推奨期間とし、2021年度から必須とする。

※参考として、「チーム規約のフォーマット」を作成・公開。

■登録にあたって

チームを作るためには、チーム加盟・指導者登録・競技者登録・会場確保・備品購入が必要になります。

チーム加盟・指導者登録・競技者登録については、インターネット上で「TeamJBA」を通して手続きを進めます。加盟・登録とは、日本の「バスケットボールファミリー」の一員になることであり、日本バスケットボール協会(以下、JBA)や都道府県バスケットボール協会が主催する大会や講習会、イベント等に参加する権利を得ることです。全国から集まった加盟・登録料を、日本のバスケットボールファミリーの皆様に様々な形でバスケットボールを楽しんでいただくために、そして日本のバスケットボールが強くなるために、多様な大会や環境づくりに役立てています。

1 チーム加盟 [代表者情報の登録、コーチ、審判とも1名以上の登録が必須]

チームは代表者、コーチ、審判などのスタッフと競技者で成り立っています。まず、年度当初にチームの加盟手続きを行います。その際、代表者、コーチ、審判などの登録を行う。次に競技者の登録を行い、必要な「チーム加盟料」「競技者登録料」をすべて支払うことで、登録が完了します。ライセンスを持っていないコーチや審判を登録することも可能ですが、大会等に参加する場合は、各大会等で定められたコーチライセンスや審判ライセンスの保有が必要になる場合があります。

2 指導者登録

子どもたちにとって安心、安全な環境を構築することやスポーツの楽しさを広げていくこと、さらには人間力・競技力の向上に寄与するために、コーチに必要な知識・能力等を身に付けることを目的にコーチライセンス制度が設けられています。コーチライセンスは各大会等に参加するためだけでなく、普段子どもたちに指導を行うために必要な知識とスキルを学ぶという意味で、子どもに直接指導を行う者は取得するべ

きです。ライセンスランクは様々あり、大会参加条件に規定もあるので、それぞれの大会要項等で確認が必要です。

3 競技者登録

子どもたちは、まずチームに所属する必要があります。登録年度の4月1日時点で12歳未満の者とし、「①競技者の主たる居住地から当該チームの主たる活動場所まで安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲のチームであること」「②競技者の移動中の安全の確保について、当該競技者の保護者が責任をもって行える環境であること」といった条件を満たした者が希望チームに所属できます。その後、インターネット上から活動するすべての競技者について個人登録を行います。U12については、チーム責任者がチーム登録と同時に競技者登録を一括で登録することになります。競技者の所属先チームについては、各チームによって方針や活動内容が様々であるため、あらかじめ見学や体験をするなど、自分にあったチームに所属することが可能です。なお、3年生以下のJBA登録料は無料となっています。

4 競技者の移籍

U12世代は、育成年代であることから長期競技者育成理論(LTAD)に基づき、個々の発達段階に合わせた指導を行うため、長期的な視野で指導環境の構築や指導を行う必要があります。そのため、育成年代の競技者に対する指導環境や活動環境が度々変わることは好ましくないとの考えから、基本的に移籍は想定されていません。ただし、「①転居」や「②人間関係等のトラブル」といった特別な事情による場合には移籍を認めています。特に人間関係のトラブルにおいては、子どもたちだけではなく、コーチや保護者など大人の事情によるトラブルが子どもたちにとって良くない影響を及ぼす可能性があることを想定しており、ハラスメント対策でもあります。

移籍による環境の変化は、子どもたちにとって必ずしも好転するとは限っておらず、居住地域を離れる場合の移籍においては、バスケットボールだけではなく、地域や学校などの「仲間づくり」という観点からも慎重に考えなければなりません。したがって、保護者や子どもたちが所属チームを選択される場合は、様々な観点からよりよい選択が出来るよう、十分に正確な情報提供が必要になり、ましてや大人の事情で子どもたちの環境が悪化するようなことは避けなければなりません。やむなく移籍をする場合においても、移籍元、移籍先チームの状況をしっかり見極めた上で、決して大人の感情的な感覚や目先の結果だけに捕らわれず、子どもにとって楽しくバスケットボールが行える環境を一番に考えることが大切です。